

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部改正
- ◇告示 小売販売業者甲の臨時登録  
結核医療機関の指定解除  
土地改良区設立認可  
医療機関の指定  
指定医療機関の異動  
海区漁業調整委員会委員の任命  
内水面漁場管理委員会委員の任命  
公聴会の開催  
小字の廃置
- ◇教委告示 定例教育委員会招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

## 規則

鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第五十七号

鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則（昭和二十九年八月鳥取県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（災害補償記録簿及び補装具支給記録簿）

第十五条 任命権者は、災害補償記録簿（別記第十号様式）及び補装具支給記録簿（別記第十一号様式）を備えなければならない。

2 災害補償記録簿には、次の各号に掲げる場合に所要

- 事項を記入するものとする。
- 一 補償を行った場合
  - 二 その他必要がある場合
- 3 補装具支給記録簿には、次の各号に掲げる場合に、  
所要事項を記入するものとする。

- 一 補装具を支給した場合
  - 二 補装具の支給の申請を承認しなかつた場合
  - 三 その他必要がある場合
- 別記第九号様式の次に次の二様式を加える。

第10号様式

災害補償年記簿

No. 継続再発完了

認定年月日	年月日	氏名、生年月日及び性別	男	女	支弁経費	数	項目	日	費支弁
			職 員 の 勤 務 所 (船名)	所 属 所 及 び 乗 組 員 の 所 属 箇 所 及 び 乗 組 員 (船名)					
災害発生状況とその原因									
負傷、疾病の経過 年 月 日 : 年 月 日 年 月 日 : 年 月 日 年 月 日 : 年 月 日 年 月 日 : 年 月 日									

療養補償額	休業補償額	障害補償額	平均賃金 (標準報酬)	前年度までの累計		本年度までの累計	
				支払月日	日	金額	円
4月 日	4月 日	遺(遺族手当)	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
5月 日	5月 日	金額	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
6月 日	6月 日	昭和年月日支払	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
7月 日	7月 日	葬 祭 料	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
8月 日	8月 日	金額	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
9月 日	9月 日	昭和年月日支払	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
10月 日	10月 日	打 切 補 償	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
11月 日	11月 日	金額	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
12月 日	12月 日	傷 病 手 当	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
1月 日	1月 日	金額	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
2月 日	2月 日	昭和年月日支払	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
3月 日	3月 日	予 後 手 当	金額	昭和年月日改訂	金額	円	
計	計	昭和年月日支払	金額	昭和年月日改訂	金額	円	

第11号様式

補 装 具 支 給 記 録 簿

No.

連続完了

認定年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	支給経費	取 項	目	費支弁					
氏名、生年月日及び性別	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	固定経費	取 項	目	費支弁					
職 務 (勤務所) (職員の所属箇所及び乗組員名)	職 務 (勤務所)	職 務 (勤務所)	職 務 (勤務所)	職 務 (勤務所)	職 務 (勤務所)		取 項	目	費支弁					
職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名		取 項	目	費支弁					
傷病名及び傷病部位	傷病名及び傷病部位	傷病名及び傷病部位	傷病名及び傷病部位	傷病名及び傷病部位	傷病名及び傷病部位		取 項	目	費支弁					
負傷又は発病年月日	負傷又は発病年月日	負傷又は発病年月日	負傷又は発病年月日	負傷又は発病年月日	負傷又は発病年月日		取 項	目	費支弁					
治	ゆ	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
種 類	事 項	名 称	個 数	金 額	申請月日	承認月日	不承認月日	種 類	事 項	目 的 区 間	金 額	申請月日	承認月日	不承認月日
補装具の給付				円						旅行費及び移送費				
補装具の修理										備考				
補装具の給付														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十八号

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部を改正する規則

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則（昭和二十四年八月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「退職した者」を「退職した職員」に、同条第一号中「の百八十分分に相当する金額」を「にその者の勤続期間に応ずる条例第十条第一項各号に掲げる日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額に相当する金額」に改める。

第六条第三項中「離職の日」の下に「の翌日」を加える。

第七条第一項第一号中「百八十日」を「条例第十条第一項各号の区分に応ずる当該各号に掲げる日数」に改める。

第十条第九項中「失業保険法第十七条の四及び第二十一条から第二十三条まで」を「失業保険法第十七条の四、第二十一条、第二十一条、第二十一条、第二十一条及び第二十一条の二第一項」に改め、同条第十項を削る。

第十一条に次の一項を加える。

前項の場合において、同項第三号に掲げる給付の支給を受ける資格を取得した者については、前の受給資格にかかる基準日数から待期日数及び失業者の退職手当の支給を受けた日数を控除した日数（その日数が新たな受給資格にかかる退職日の翌日から前の受給資格にかかる失業者の退職日の支給を受けることができる期間（以下「受給期間」という。）の満了する日までの日数から前の受給資格にかかる待期日数の残日

第三号様式

失業者の退職手当受給資格に関する調書

任命権者 提出年月日 昭和 年 月 日  
殿 所属長職氏名

下記のとおり取り調べたので報告する。

氏名	性別	生年月日 及び年齢	年 月 日 満 才
現住所	元勤務箇所		
退職年月日	昭和 年 月 日	退職理由	
勤続期間	年 月		
交付願提出年月日	昭和 年 月 日	賃金日額 円 銭	
給与総額	円	賃金日額 円 銭	
給与総額の 内訳	種類	月 月 月 月 月 月 計	
	給料	円 円 円 円 円 円 円	
	扶養手当		
	勤務地手当		
	寒冷地手当		
	特殊勤務手当		
	超過勤務手当		
	休日給		
	夜勤手当		
	宿日直手当		
期末手当			
勤勉手当			
計			

※失業者の退職手当受給資格

調書受理年月日 昭和 年 月 日 調査提出区分 出頭 郵送  
受給資格は下記のとおりとなるので受給資格者証を(交付して)(交付  
しないで)よいか

課長	係長	係員	主査
基準日数	日(A)	受給資格	有 無
退職手当	円(B)	待期日数	B D 日(E)
給与総額	円(C)	給付日数	A-E 日
賃金日額	C 180 円	支給開始予定日	昭和 年 月 日
手当日額	等級 円(D)	資格満了日	昭和 年 月 日
手当金額	D×A-B 円	台帳番号	

備考1 所属長は失業者の退職手当受給資格者証交付願を受理したときは、これにこの調書を添えて直ちに任命権者に提出すること。この場合※印の欄には記載しないこと。

2 退職理由欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。

3 勤続期間欄には鳥取県職員退職手当支給条例第7条の規定により計算した勤続期間を記載すること。

4 交付願の提出年月日欄には受給資格者が交付願に記載した提出年月日を記載すること。

5 給与支給実績欄には、退職した月前における最後の6月(月の末日で退職した場合その月及び前5月)に支払った給与の額をその種類ごとに各月別に記載すること。

数(待期日数から前の退職の日の翌日から再び職員となつた日までの失業の日数を控除した日数をいう。以下同じ。)を控除した日数をこえるときは、新たな受給資格にかかる退職の日の翌日から前の受給資格にかかる受給期間が満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)が新たな受給資格にかかる基準日数をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該日数にそのこえる日数を加算した日数を、新たな受給資格にかかる基準日数とする。

第二号様式備考中「2退職の際この交付願を提出しないときは、退職手当の支給を受けなかつた者の失業者の退職手当の支給又は退職手当の支給を受けた者の待期日数の計算は、この交付願を提出した日から始まること。」を削り、「3」を「2」に改める。

第三号様式から第五号様式までを次のように改める。

(裏面)

記事  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

経過処理

区分	支給回数	処理年月日	期間	失業認定日数	給付残日数	支給額	取扱者印	摘要
認定願			から					
			まで					
			から					
			まで					
			から					
			まで					

以下略

支給願

第四号様式(表面)

失業者の退職手当受給資格者証

合帳番号	交付年月日	昭和	年	月	日			
氏名	性別	生年月日 及び年齢	年	月	日			
現住所								
元職名								
元勤務箇所								
退職年月日	昭和	年	月	日				
勤続期間	年	月						
基準日数	日(A)							
退職手当	円(B)							
給与総額	円(C)							
賃金日額	$\frac{C}{180}$	円						
手当日額	等級	円(D)	求職申込年月日	昭和	年	月	日	
待期日数	$\frac{B}{D}$	日(E)	待期日数満了日	昭和	年	月	日	
付日数	A - E		日	支給開始日	昭和	年	月	日
支給期日	毎月1日及び16日		日	受給資格満了日	昭和	年	月	日

- (給与総額の内訳)
- 1 給料 円
  - 2 扶養手当 円
  - 3 勤務地手当 円
  - 4 寒冷地手当 円
  - 5 特殊勤務手当 円
  - 6 超過勤務手当 円
  - 7 休日給 円
  - 8 夜勤手当 円
  - 9 宿日直手当 円
  - 10 期末手当 円
  - 11 勤勉手当 円
  - 12 円

注意事項

- この証の交付を受けた際記載事項について誤りがあるときは、すみやかにその任命権者に申し出て訂正を受けること。
- この証の交付を受けた後すみやかに管轄公共職業安定所に出頭し、この証を提示して求職の申込をすること。
- 退職手当の支給を受けた者は、待期日数の経過した後すみやかに、この証及び待期日数の間における失業の認定願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの)をもとの任命権者に提出し、待期日数の間における失業の認定を受けなければならないこと。
- 失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、支給期日ごとにこの証及び失業者の退職手当支給願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの)をもとの任命権者に提出しなければならないこと。
- 支給期日が休日又は日曜日にあたる場合は、その前日においてその日に最も近い休日又は日曜日でない日を支給期日とすること。
- 支給期日にこの証及び失業者の退職手当支給願を提出しないときは、失業者の退職手当の支給を受けることができないこと。
- 詐欺、その他不正行為によつて失業者の退職手当の支給を受け又は受けようとした者は、その支給を受け又は受けようとした日以後失業者の退職手当の支給を受けることができなくなる。又支給を受けた失業者の退職手当は返還しなければならないこと。
- 氏名又は現住所を変更したときは、その変更のあつたときから10日以内に届け出なければならないこと。
- この証を滅失又はき損したときは、すみやかに申し出て再交付を受けなければならないこと。

任命権者職氏名印



第五号様式

(失業者の退職手当支給台帳)

台帳番号	交付年月日	昭和	年	月	日
氏名	性別	生年月日 及び年齢	年	月	日
現住所					
元職名	1 給料 円				
元勤務箇所	2 扶養手当 円				
退職年月日	昭和	年	月	日	3 勤務地手当 円
勤続期間	年	月	4 寒冷地手当 円		
基準日数	日 (A)	5 特殊勤務手当 円			6 超過勤務手当 円
退職手当	円 (B)	7 休日給 円			8 夜勤手当 円
給与総額	円 (C)	9 宿日直手当 円			10 期末手当 円
賃金日額	$\frac{C}{180}$ 円	11 勤勉手当 円			12
手当日額	等級 円 (D)	(給与総額の内訳)			
待期日数	$\frac{B}{D}$ 円 (E)				
給付日数	A-E 日	求職申込年月日	昭和	年	月 日
退職理由		受給資格満了日	昭和	年	月 日
処 理 経 過					
認定願	待期満了日	支給開始日	支給終了日		
提出日	提出区分	受理日			
支給回数	提出日	受理日	支給期間	就職支給日数	給付残日数
	区分	認定日	年月日	日数	日数
				から	まで
				から	まで
				から	まで
以下同じ					

第六号様式中「交付願提出年月日」を「求職申込年月日」に改める。

第七号様式備考中「1失業者の退職手当の支給は、退職手当の支給を受けなかつた者については、失業者の退職手当受給資格者証交付願を提出した日(退職の当日提出したときは翌日)から退職手当の支給を受けた者については、待期日数の経過後待期日数の間における失業の認定願を提出した日から始まること。」を「失業者の退職手当の支給は、退職手当の支給を受けなかつた者については、退職の日の翌日以後最初に管轄公共職業安定所に求職の申込をした日から、退職手当の支給を受けた者については、待期日数の経過後待期日数の間における失業の認定願を提出した日から始まること。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十月十五日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百九十七号  
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 登録した業者

登録番号 中第九七号

登録年月日 昭和三〇、一一、二五

名 称 浦安米穀小売企業組合東販売所

営業所所在地 東伯郡東伯町大字浦安一五三

事業区域 東伯町第一

業務開始年月日 昭和三〇、一一、一

一 廃業した業者

登録番号 中第四六号

氏 名 中原重吉

営業所所在地 東伯郡東伯町大字浦安一五三

鳥取県告示第五百九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定による辞退届があつたので次のように結核医療機関の指定を解除した。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称 所在地 解除年月日 管轄保健所  
君野医院 八頭郡若櫻町大字 昭和三十年 郡家保健所  
若櫻 十月三日

鳥取県告示第五百九十九号

気高郡気高町大字宿江谷亀藏外十四人の者から申請のあつた宿土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十年十二月五日認可した。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	名	称	所	在	地	指定年月日
内科、外科、小児科	江府町国民健康保険第三	直管診療所	日野郡江府町大字江尾一、九八六			昭和三十年八月一日
内科、小児科	佐伯医院		"		一、九九七	八月二十五日
産婦人科、内科、外科	多里村国民健康保険直管診療所		"		多里村大字萩原一、一五五	七月二十一日

鳥取県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）にもとずく指定医療機関に次のような異動があつた。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称	所	在	地	診療科目	異動理由	異動年月日
石原医院	日野郡多里村原大字萩一、一五五ノ二			内科、外科、産婦人科	辞退	昭和三十年七月二十一日

鳥取県告示第六百二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十五条第三項第二号の規定により昭和三十年十二月一日次のとおり海区漁業調整委員会委員を任命した。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分 氏名 職業 住所  
公益代表委員 石河 大直 公務員 岩美郡岩美町

鳥取県告示第六百三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百十一

条第二項の規定により、昭和三十年十二月一日次のとおり鳥取県内水面漁場管理委員会委員を任命した。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名 職業 住所  
島田 安夫 漁業 東伯郡羽合町大字上浅津

鳥取県告示第六百四号

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第三条第二項の規定を準用する同法第四条第二項の規定及び積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法施行規則（昭和二十六年農林省令第七十二号）第二条の規定を

準用する同規則第六条の規定に基き公聴会を次のとおり開く。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取県振興計画案公聴会日時

昭和三十年十二月十六日午後一時

一同 開催場所

鳥取市 鳥取銀行本店会議室

一 鳥取県振興計画案

農業の概況及び特質

農業振興の構想

基本目標

施設計画

資金計画

鳥取県告示第六百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十六条第一項の規定により昭和三十年十月四日から、岩美

郡岩美町大字陸上の区域のうち、次の小字の区域を廃止し、その区域をもつてあらたに小字横坪奥の区域を画した旨、岩美町長より届出があつた。

昭和三十年十二月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

横坪奥、遠ノ長口ノ内段平畑向、遠ノ長谷北側、遠ノ長口南側、葛ヶタコノ内鷹ノスカケ、葛ヶタコ、葛ヶタコノ内古島左側、葛ヶ左近ノ内古島右側、間藤谷口、間藤谷口の内長タコ左側、間藤谷口ノ内長タコ右側、津舞左近、小床尾、間藤谷口左側、間藤谷口右側、葛ヶ左近南側、遠々長口ノ内段平畑、宇湯口、長谷ノ内橋挽谷、長谷ノ内橋挽谷ノ奥、長谷ノ内宇湯谷、宇湯谷上平、長谷ノ内古座床、長谷ノ内片桐口、長谷ノ奥片桐中ノ小谷茗荷谷、長谷ノ内イラカ谷東側、長谷ノ内イラカ谷西側、長谷ノ内片桐向、長谷ノ内古座床向、長谷ノ内橋挽谷ノ向、長谷ノ内小スケ谷、小スケ谷下平、長谷ノ内小スケ谷下平

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年十二月九日

鳥取県教育委員会委員長 河 合 弘 道

一日 時 昭和三十年十二月十日午前十時

一場 所 鳥取県教育委員会会議室

一議題

1 定例報告

2 寄附採納

3 教職員への給与について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十六条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十年十二月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者住所氏名

八頭郡用瀬町大字用瀬四五七番地内第一

大 家 き ち よ

明治二十六年五月九日生

二 聴聞の期日

昭和三十年十二月十九日午後一時から

三 聴聞の場所

八頭郡智頭町智頭

智頭警察署会議室